

資料1 行政手続等における押印の廃止について

行政手続の簡素化による市民等の負担軽減を図るとともに、行政のデジタル化 を推進するため、各種行政手続等における押印について、本年1月1日から、以 下のとおり廃止しました。

1 押印廃止の基準

押印を求める必要性が低く、廃止しても支障のない押印(他の手段により本人確 認ができる場合又は書類等の審査過程や添付資料により本人からの申請であること が確認できる場合等の押印)は、原則廃止します。

2 押印廃止の進捗状況

- ・R3.1.1~ 市の規則・要綱等で規定する 1,138 文書に係る押印を廃止
- R3. 4.1~ 市の条例で規定する 4 文書に係る押印を廃止 (予定) (ただし、実印や金融機関届出印の押印が必要な文書〔印鑑登録や口座振替依頼書等〕につ いては、引き続き押印が必要です。)
- ・国、県等の規定に基づく文書については、今後の法改正等を踏まえ、速やかに見 直しを行います。

[内訳]

分類	総数	国・県等の規	市の規定			
		定に基づく	に基づく	押印廃止文書②		比率
		文書	文書①	R3. 1. 1~	R3.4.1~(予定)	(2/1)
個人・団	1,884	714	1, 170	1, 044	4	89.6%
体に押印を求めている文書		契約書、戸籍 関係の届出、 後期高齢者医 療、児童手当 等		公共施設利用 申請書、補助 金等交付申請 書、見積書、請 求書 等	行政財産使用 許可申請書、 固定資産評価 審査委員会審 査申出書 等	
職員に押	152	24	128	94	_	73.4%
印を求め		(職員の児童手)		/、 「人事関係の各種」		
ている文		当の申請書、		日本の一番は、一番出、公用車運		
書		自立支援医療 の調査書 等		転日誌 等		
計	2, 036	738	1, 298	1, 138	4	88.0%